

---

# 太田市まちづくり基本条例

## 一部改正の概要

---

### 条例の趣旨

太田市まちづくり基本条例は、太田市の将来に夢と希望の持てるまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市民の権利と責任を明らかにし、市民、市議会及び行政が協働することにより安心して生活できる環境と豊かでやさしいまちづくりの実現を図ることを目的として、平成17年3月28日、合併により新しい太田市が誕生したことを契機に制定され、平成18年4月1日から施行されています。

### 改正の経緯

太田市まちづくり基本条例では、第37条において、条例施行後4年を越えない期間ごとに市民主体の検討組織を設け、この条例の諸制度について検討し、必要な措置を講ずることとしています。

これを受け、昨年度、本条例が現在の社会経済情勢と比較して本市にふさわしいものであり続けているかどうか検証を行いましたので、その検証結果を踏まえて、条例の一部を改正するものです。

### 主な改正の概要

#### 1 主権者としての市民について（第4条 関連）

本条例では、まちづくりの主体として市民が規定されていますが、市民には、「主権者としての市民」、「協働してまちづくりを推進するパートナーとしての市民」、「行政サービスの利用者としての市民」の3つの立場があると考えられます。

いずれの立場も重要ですが、「主権者としての市民」は行政や市議会より上位の存在であり、この立場を明確にするため、第4条に定める基本原則においてあらためて明示します。

#### 2 情報共有のあり方について（第6条 関連）

第3章において、情報の共有について規定していますが、情報共有という観点において、行政及び市議会は単に情報を市民に提供するのではなく、市民視点に立ってよりわかりやすく情報を提供する努力が必要であると考えられることから、第6条の説明責任において、行政及び市議会の責務として「市民視点に立ち、わかりやすく説明する」ことを明示します。

### 3 コミュニティのあり方について（第8章 関連）

第8章において、地域コミュニティについて規定していますが、コミュニティは「心豊かな生活を送ることを目的として、自由意思に基づいて結ばれた多様なつながり、組織及び集団」（第22条第1項参照）であり、地域に限定されたものだけでなく、子育て、介護などテーマ別のコミュニティも存在することから、第8章のタイトルを「地域コミュニティ」から「コミュニティ」に改めます。

## 4 字句等の修正

### 4.1 「市の執行機関」、「行政」、「市」の表現について（第2条 他 関連）

第3条において、「市の執行機関」を定義していますが、同様の意味で「行政」や「市」と表現している条文もあり、統一性がないことから、表現を統一します。

表現を統一するにあたり、市民へのわかりやすさを重視して作られた本条例の主旨を考慮して、一般的に用いられている「行政」へ統一するものとします。

### 4.2 「参画」の表現について（第4条、第9条 関連）

第3条において、「参画」を定義していますが、第4条第1号と第9条第1項において同様の意味で「参加」と表現されているため、これを「参画」に改めます。

### 4.3 条文の主語について（第4条、第10条 関連）

第4条第5号の主語が抜けており、「市民、市議会及び行政」を主語とすることが適当であると考えられることから、主語として加えます。

また、参画への保障について定めた第10条第2項において、現行条例では「市」または「市の執行機関」が主語となっており、行政が主体となって取り組むことと規定されていますが、市民の代表である市議会においても積極的に自らの活動に市民参画を図る必要があると考えられるため、主語に「市議会」も加えます。